

アイプラザ豊橋の予約受付

4月1日に開館する「アイプラザ豊橋」の体育室、会議室などの予約を、次のとおり受け付けます。

日程など: 下表 **ところ:** アイプラザ豊橋 202会議室(草間町字東山) **その他:** 希望日時が重複したときは抽選。時間に遅れた場合は抽選に参加できません。抽選終了後は先着順で受け付け(電話で仮予約可) ※今後の受付開始日程など詳細は、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/>) 参照 **問合せ先:** 3月31日まで文化課(☎51・2875)、4月1日以降アイプラザ豊橋(☎46・7181)

■予約受付(体育室、会議室など)

対象施設	利用期間	とき
会議室など	10月	4月1日(月) 午後3時
体育室	7月	4月1日(月) 午後3時30分

視聴覚教育センター・地下資源館サイエンス・ボランティア

対象: 1年のうち土・日曜日、祝・休日に5回以上活動が可能な方 **活動内容:** 視聴覚教育センター・地下資源館で行われるワークショップの企画と実施(指導のほか、準備・受け付けなどの補助作業) **募集人数:** 10人程度(選考) **その他:** 報償費・交通費・食事代などの支給はありません。4月28日(日)午後1時～3時に新規申込者を対象に説明会を開催します **申し込み:** 3月20日～4月16日(必着)に、はがきで住所、氏名、年齢、電話番号、希望する活動内容を視聴覚教育センター(〒441-3147大岩町字火打坂19-16 ☎41・3330)



視聴覚教育センター

とよはし総合相談支援センター運営事業者

平成24年4月に開設した「とよはし総合相談支援センター」で、障害者(児)の相談支援および市内の相談支援員の人材育成、関係機関との調整などを行う運営事業者を募集します。

募集事業者数: ①統括相談員(1人) / 1事業者、②相談員(3人) / 3事業者以内 ※同一事業者が①と②の両方に応募も可 **応募資格:** 一般・特定相談および障害児相談支援の指定を受けている、または受ける見込みがある事業者 ※その他の要件など詳細は募集要項参照 **募集期間:** 3月1日～11日 **業務開始日:** 4月1日 **業務場所:** あいトピア(前畑町) **募集要項の配布:** 3月1日から市役所障害福祉課(東館1館)、ホームページ(http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_fukushi/syougai/) **問合せ先:** 障害福祉課(☎51・2347)

便利だね！ ホームページミニ情報

豊橋市ホームページの「広報とよはし」リンク集をご活用ください

問合せ先 広報広聴課(☎51・2165)
☎<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/>

「広報とよはし」には、詳細をホームページで見ただけのよう、アドレスを記載している記事があります。このような場合、アドレスを直接入力しなくても、クリックするだけで該当ページに移動できるようにリンク集を用意しています。豊橋市トップページの上の方にある「広報掲載のHPを探す」をクリックしてください。広報紙に掲載されているホームページへのリンクが一覧表になっていますので、ぜひご活用ください。※過去1年分についても掲載していますが、リンク切れの場合もあります



豊橋市トップページの「広報掲載のHPを探す」をクリックしてください



「広報とよはし」掲載記事のホームページへリンクしています

無施錠被害多発！ 必ずカギをかけましょう！

市内では「無施錠（カギをかけていないこと）」によるドロボー被害が多発しています。市内の盗難被害に占める無施錠の割合は愛知県全体と比較すると非常に高くなっています（左表）。また、市内で発生しているドロボーなどの街頭犯罪発生件数は大幅に減少している一方

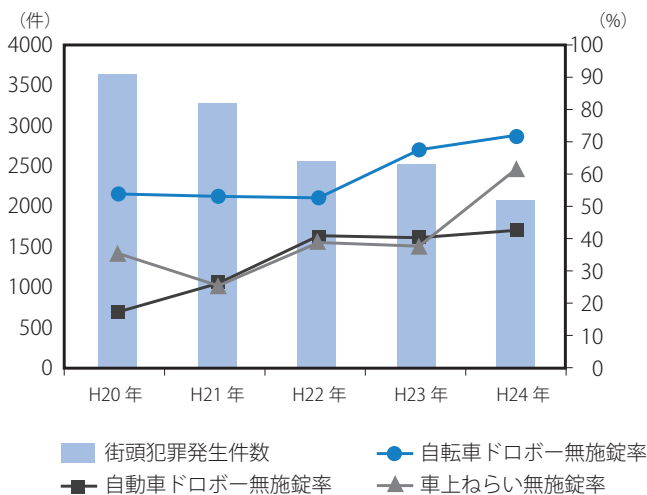
■無施錠率（カギをかけずに盗難被害にあった割合）

犯罪名	区分	盗難件数(件)	無施錠での盗難件数(件)	無施錠率(%)
自転車ドロボー	豊橋市	847	607	71.7
	愛知県	18,823	10,312	54.8
自動車ドロボー	豊橋市	35	15	42.9
	愛知県	3,186	716	22.5
車上ねらい	豊橋市	327	204	62.4
	愛知県	11,103	2,681	24.1

※車上ねらいとは、自動車の中に置いてある現金やバッグなどを盗まれることをいいます



■市内の街頭犯罪発生件数と無施錠率の推移



で、無施錠による盗難の割合（無施錠率）が年々増加している（左グラフ）ことから、「無施錠の自転車・自動車を狙われている」ということが明確に表れています。盗難被害を防ぐためには、犯人に「盗む気にさせないこと」や「簡単には盗めないと思わせること」が重要です。買い物などわずかな時間でも、自宅など気が緩みがちな場所でも、自転車や自動車から離れるときは、いつでもどこでも必ずカギをかけましょう。

暮らしの安全安心

問合せ 安全生活課 ☎51・23033

成年後見制度を利用しませんか？

問合せ 安全生活課 ☎51・2304

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産管理、遺産分割協議などを自分で行うことが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約でも、適切な判断ができずに契約を結んでしまいがちな悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような方の権利・財産を保護し、安心して生活できるように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらうのが「成年後見制度」です。次のような方は、利用をご検討ください。

- ・ 認知症の親が悪質商法の被害にあっている
 - ・ 万が一認知症になった時に備え、元気づちの将来のことを準備しておきたい
 - ・ 自分が入院した時の入院手続きや費用の支払いに不安がある
 - ・ 相続人の中に認知症の方が出て、遺産分割協議ができない
- 司法書士による高齢者・障害者くらしの困りごと無料相談会
 とき 3月16日(土)午前10時～午後4時 対象 高齢者・障害者および親族など

〈面接相談〉ところ 中部地区市民館(東松山町) その他 駐車場が少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください
 申し込み 不要(予約優先)

〈電話相談〉愛知県司法書士会東三河総合相談センター ☎54・5665

〔共通事項〕問合せ 愛知県司法書士会東三河総合相談センター ☎54・5665 ※月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後4時